

静岡県告示第213号

振動規制法施行規則別表第1の付表第1号の規定に基づき知事が指定する区域及び省令別表第2の備考1及び2の規定に基づき知事が定める区域及び時間の区分（平成9年静岡県告示第344号の9）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下「省令」という。）別表第1の付表第1号の規定に基づき知事が指定する区域を1のとおり指定し、省令別表第2の備考1及び2の規定に基づき知事が定める区域及び時間の区分を2のとおり指定し、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>1 振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項 <u>の規定に基づき知事が指定する地域及び同法第4条第1項の規定に基づき特定工場等において発生する振動の規制基準（平成9年静岡県告示第344号の8）により指定された地域並びに同法第3条第1項</u> 及び静岡県の事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）別表第1の23の2の項（1）の規定に基づき町長が指定した地域（以下「指定地域」という。）のうち、次に掲げる区域</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下「省令」という。）別表第1の付表第1号の規定に基づき知事が指定する区域を1のとおり指定し、省令別表第2の備考1及び2の規定に基づき知事が定める区域及び時間の区分を2のとおり指定し、平成9年4月1日から施行する。</p> <p>1 振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項及び静岡県の事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）別表第1の23の2の項（1）の規定に基づき町長が指定した地域（以下「指定地域」という。）のうち、次に掲げる区域</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>2 （略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。